

Alessio Sardo, Imperatives between Law and Language の要約
2016年7月30日 東京法哲学研究会（明治大学駿河台キャンパス）

1. はじめに

この報告で私は命令 (imperative) の意味に関してこれまでの法理論において擁護されてきた主要な二つの考察 (account) を分析することを試みる。私は、1960年代後半から1980年代の言語哲学の全盛期にロスとブリギンが展開した理論を取り上げる。そのあとで私は、両者が抱える困難のいくつかを、命令の意味に関して、言語学者のM. カウフマンがA. クラッツァー流の可能世界意味論に依拠して転開した新しい理論に依拠すれば克服できることを示したい。

私は可能世界意味論を用いて命令 (imperative) (以下、指令 (directive), 規範 (normative), 規定 (prescriptive) を同義とみなす) を分析することに関心がある。命令は次のような古典的な真理条件アプローチに対して、すなわち、叙述文 (declarative) が文の論理形式の典型例であり、文は最小単位 (primitive) たる命題を表現する、という発想に対して挑戦を突き付けている。

2 法理論における命令法の意味：法的討議に対して応用された言語分析の最盛期

2.1 アルフ・ロス (Alf Ross)：指令と規範

私はA. ロスの理論から始める。ロスは考え得るすべての言語使用を、またはJ.L. オースティンの言葉を用いれば発話内行為を、その異なった語用論的機能に応じて「叙実」(indicative) と「指令」(directive) という二つの大カテゴリーに分ける。

叙実的な意味は多様な発話行為類型に関係しているが、それらはすべて真理や知識の観念と結びついている。この類型には発言、主張、推測などが含まれる。これらの発話行為はすべて、なんらかのトピック (topic) を現実 (real) のものとして表現しようとする共通の典型的 (おそあらく習慣的な) 機能をもっている (たとえば、「Alejandro による喫煙」、それはその通りである)。他方、指令の意味も提案、要望、命令、嘆願、懇願、招待、推奨、警告といった多様な発話行為に関係しており、これらの行為はすべてトピックを「すべきもの ought to be」として表現する共通の典型的機能をもっている。つまり、それらの行為は「ふるまいの類型」としての「行為観念」を表現する (「Alejandro による喫煙」、それはそうあるべきである)。指令の意味は指令であるがゆえに指図 (order), 嘆願、要望といった発話行為を実現する。逆に、この種の意味は叙実の意味と関係する発話行為類型とは共存できない。叙実的発話の内容は命題であり、i(T)と記号化される。i は現実の観念 (idea of reality (so it is)) である。指令的発話の内容は指令 (directive) であり、d(T)と記号化される。d は義務 (so it ought to be) の観念である。

ロスは、語用論的な使用は我々の表現体系に強い影響を与えることを示すことを試みつつ、指令と叙実という二つの異なる意味論的内容があるという主張を裏付ける論拠を少な

くとも4つ挙げている。一つ目の論拠は意味に対する承認 (acceptance)、二つ目は指令の内的否定と外的否定の区別、三つ目は周知の Ross's Paradox、四つ目は内的帰結と外的帰結の対立に焦点を合わせる

ロス理解には多くの問題点があるが、その中でも重要なのは、彼の論拠は指令的な意味を叙実的な意味に変形できないことを示すほどには十分でない、という点である。第一に、ロスの「トピック」(T)が意味論的にどのような役割をはたすのかという点は曖昧なままである。第二に、二つの意味論的内容{叙実と指令}があるとロスと言うが、その論証は不十分である。第三に、指令的発話に対する否認識説的理解に対する Frege-Geach の批判--賓辞と主張の複雑な関係に関わる--に応答しなければならない {がロスは応答していない}。さらに、複数の発話行為(や態度)が相容れない場合、その非整合性をどう説明するのかという点にかかわる多くの問題がある。最後に、指令的な意味の意味論的な特異性を示すためにロスが示した論拠は、その指令の意味を様相化された、または量化された命題に変形することを妨げるものではない。

2.2 アルクロン (Alchourrón) とブリギン (Bulygin) : 規範の表現的構想 (The Expressive Conception of Norms)

アルクロンとブリギンは、1981年の有名な論文「規範の表現的概念」(EC)で命令の意味に関する第二の理解を提供した。ECの核心は、命令の意味論的内容は普通の命題(すなわち、真理条件で定義され、様相・量化をとまなわない)である、という保守的なものである。

ECによれば、我々の指令的な発話には2種類のものがある。命令 (command) は、 $p, q, r, \neg p, \neg q, \neg r$ のような命題を、権威 Rex の命令集合 A に入れる発話行為である。拒絶 (rejection) は、そのような命題を A から除去する発話行為である。アルクロンとブリギンが強調するように、拒絶を否定と混同してはならない。というのは、 p の拒絶は p を体系から取り出すことであり、 p の否定は $\neg p$ を体系に入れることだからである。

法体系において、「命令をする行為は規範を發布する行為として描写しうる」(Alchourrón/Bulygin 1980, 100)。それは規範を即座に事実的存在にする。Rex は命題または命題集合を命令する。Rex が新しい命題を定めると、命令の体系も (A0 から A1 に) 変化する。ある規範集合が与えられれば、そこから潜在的な命令 p を論理的に導くことができる。たとえば教員がすべての学生に教室から出ることを命じたら、その教員は潜在的にはその学生の一人 Alejandro にも教室から出ることを命じている。

規範的発話に関する (EC の) この理解の主要な問題は、1980年代初頭にヴァインベルガーによって提起された「パズル」を取り扱えない点にある。仮に {アルクロンとブリギンが想定するように} すべての発話行為が命題に対する語用論的な操作にすぎず、意味に何ら影響を与えないならば、かつ、命題はその使用において論理的な優位性をもつならば、 p と $\neg p$ といった二つの命題間の矛盾対当 (contradiction) から、発話行為間の反対対当

(contraries) が導かれるだろう。p と -p から以下のものが導かれる。a) 主張 '↑p' / '↑-p' b) 命令 '!p' / '!-p' c) 拒絶 '!p' / '!-p' d) 積極的許可 'Per p' / 'Per -p' e) 問い 'p?' / '-p?'。もしわれわれが表現概念 (Expressive Conception) の基本的仮定を維持するならば、これらのすべての発話行為は反対対当ゆえの非両立に陥る。しかしそうでないことを示すことができる。なぜなら、p と -p はそれが埋め込まれるすべての場合に非両立性を生じさせるというわけではないからである {たとえば Per p と Per -p は両立する}。

3 マグダレナ・カウフマン (Magdalena Kaufmann) の理論

上記の二つの理論の問題は、M. カウフマンのアプローチで克服できる。彼女は Ross's Paradox やヴァインベルガーのパズルを回避し、非整合性を説明することができる。彼女はそれを可能世界意味論を使って行う。カウフマンは、命令 (imperative) と叙述 (declarative) の間には根本的な違いがあり、両者は、clause-type としては、コミュニケーションにおける文言形式と語用機能の間の相互作用に関する標準的な機能をもっている。叙述はどちらかといえば世界がどのようなものであるかに関するものであり、命令はどちらかといえば世界がどのようにあるべきかに関するものである。

カウフマンは、命令の意味は助動詞の遂行的使用として表現できると主張する。その遂行的使用はコミュニケーションの一般的な基礎に様相命題を付け加えることを決定する。遂行的な助動詞 (たとえば should) は、命令と同様、真理値を欠いているように見えるが、やはり様相命題は真理条件をもち、したがって {叙述とは} 違う種類の意味論的内容が存在することを要求する必要はない。より正確に言えば、文脈の様相 (必然性、可能性、または両者の組み合わせ) は、文脈 {背景的事情} に依存する様相基盤 ({可能} 世界) と選好を提示する命令源 {規範を定める権限を持つ者} とによって規定される {議論} 領域 (domain) に対する量化を表す。我々は通常、命令を真または偽になりうるものとはみなさない。しかしカウフマンによるとその見かけの不可能性は完全に語用論的 (そして非意味論的) 要素に依存している。カウフマンの主張が正しいことは、命令 (imperative) が時には命令 (command) や指図 (order) としてでなく、許可、招待、示唆、推奨、願望としても使われることで証明される。様相的な要素は名宛人に特定の行為をさせようとする話者の希望に基づいているのだ。

命令は話者がコミュニケーションの一般的な基礎に付加する様相的必然性を表現する。義務の観念は会話の背景の中に置かれる。その観念は遂行性を様相に与える諸前提の集合として働く。様相的要素と背景的前提の間の結びつきは完全に語用的である。

この種の様相アプローチは非常に強力である。第一段階は命令と義務様相の結びつきを確立する。第二段階は義務様相を (命令のための) 必然演算子か (許可のための) 可能演算子に変形する。ここで命令は世界から命題集合への関数となる。この方法で、A) 我々は一つの命令がコミュニケーションの中で演じる働きをエレガントなやり方で説明できる。その際、p を命じることは、命題 p が必然的に真にならなければならないことと同じである

ことが前提される。B) 我々は複数の命令文の間の意味論的關係の多くを予測できる、なぜならそれらの命令文は様相のようにふるまうからである (Ross's Paradox を思い出せ)。C) 我々は命令文の整合性と妥当性を適切な形式的体系を用いて説明できる。D) Pp と Op が矛盾を示す {と一般的に思われる} 理由を簡単に説明できる。これは「 p は必然的である」と「 p は可能である」との間で生じる矛盾と同じである。E) カウフマンのアプローチは、討議において前提を導入することが命題の内容にどのように遂行性を付加するかについてのよい説明を提供する。コミュニケーションの背景は様相演算子の引数 (argument) として現れるが、その背景には特別な価値がある。たとえば、「立て！」は通常、「私があなたに命令するところによれば、今あなたが立つことは必然的である。」と解されるかもしれないが、これは、「話者が命令すること」という様相基盤に関する単なる必然性の表現として理解される。F) 最後に、カウフマンの作品の注目すべき点の中から、命令的条件法の分析を取り上げたい。この種の命令は法理学で重要な役割を果たしている。足立は彼の報告原稿「条件付き義務と事実の言明」(2014年)の中で、条件付き命令法に関する意味論や論理的問題を扱っているが、そこで足立はカウフマンの基本的な直観とそう遠くはない解決策を提案している。というのは、足立は条件付き規範の wide scope analysis {条件法命題全体に対して様相を付加する} を正当化するために、様相的必然性の利用が可能であると考えているからである。カウフマンは条件付き規範を様相的限定 (subordination) の現象として扱っている。命令的条件法の前件はある到達可能性関係を構成することを意味している。なぜならその前件は、条件法が厳密含意と解される可能世界を要素とする部分集合を {すべての可能世界を要素とする集合から} 分離するからである。その場合 if 節は様相演算子を部分修正する一要素と理解される。

(足立英彦)